

事務連絡
令和3年9月17日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
総合教育政策局 生涯学習推進課

日本学生支援機構の貸与型奨学金に係る返還期限猶予制度等の周知について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の貸与型奨学金については、各大学や専修学校専門課程の3割以上の学生等に活用されています。

その返還にあたっては延滞に陥る者もあり、返還開始から6か月経過後に延滞3か月を超えると個人信用情報機関に登録され、更に長期延滞した場合、人的保証選択者であれば法的措置の対象となり、機関保証選択者であれば代位弁済した保証機関による一括返還請求を受けることとなります。

実態として、一度も返還がないことにより、奨学金の貸与終了後、2年目に法的措置の対象となる者や代位弁済となる者もあり、こういった卒業後に延滞となってしまう者の中には就職ができなかった等の理由により、毎月の返還ができない者が一定程度いると考えられます。

機構の貸与型奨学金については、経済的理由などにより返還困難な場合、毎月の返還額を減額する「減額返還制度」や一定期間返還期限を延期する「返還期限猶予制度」を活用（特に、新卒者については、卒業後、一定の期間内に願い出れば証明書類の提出が不要。）することにより、延滞に陥ることを回避できます。

つきましては、就職できなかった学生等が返還にあたり延滞に陥らないよう、学内における奨学金担当部署と就職担当部署の間で連携を密に取っていただき、就職先の届け出がない者や卒業までに就職が決まっていない学生等に対し、『奨学金の返還が困難な場合は決して放置せず、返還期限猶予などの手続きを行うか、日本学生支援機構に相談すること』について、別添資料等を活用し、可能な限り個別にご案内いただくことにご協力いただきたいと考えています。

このことについて、国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）又は高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に

対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2521、3051）

e-mail:gakushi@mext.go.jp

(別 添)

日本学生支援機構の貸与型奨学金に係る返還期限猶予制度等について

日本学生支援機構の貸与型奨学金においては、経済的理由などにより返還困難となっている方については、毎月の返還額を減額する「減額返還制度」や一定期間返還期限を延期する「返還期限猶予制度」を活用することにより、延滞に陥ることを回避できます。

特に、新卒者については、卒業後、一定の期間内に願い出れば証明書類の提出を不要としていますので、奨学金の返還が困難な場合は決して放置せず、返還期限猶予などの手続きを行うか、日本学生支援機構に相談して下さい。

※返還開始から6か月経過後に、延滞3か月を超えると個人信用情報機関に登録され、更に長期延滞した場合、法的措置や保証機関による代位弁済の対象になります。

(連絡先)

- ・日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
9:00~20:00 月曜~金曜(祝日年末年始除く)

(願出の提出先)

- ・日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 〒119-0385
※専用郵便番号のため上記宛名で届きます

返還が難しくなったら、まずはJASSOに相談することが大切です。

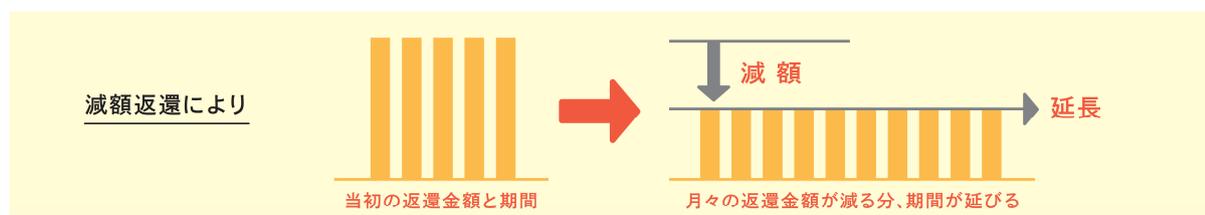
災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合、以下の救済制度を活用することができます。

減額返還制度

減額すれば返還を継続できるという人のために、月々の返還金額を、2分の1または3分の1に減らし、その分、返還期間を延長する方法があります。

返還総額が減額されるものではありません。延滞している場合は使用できません。

1年ごとに申請し、最長15年まで適用可能です。



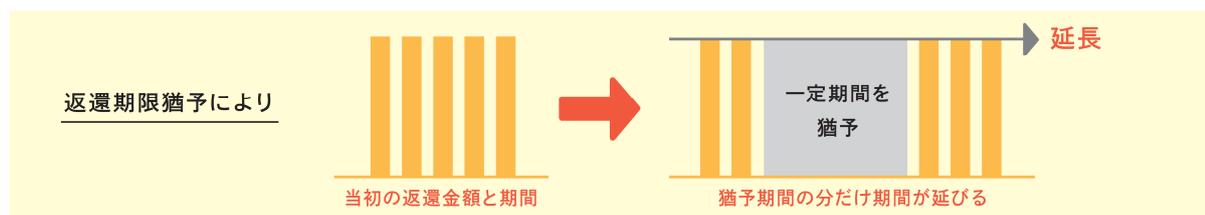
※所得連動返還方式では所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度の適用はありません。

返還期限猶予制度

月々の返還を猶予(先送り)することができます。その分、返済完了までの期間が延長されます。

1年ごとに申請し、最長10年まで適用可能です。(返還すべき元金や利子の総額は変わりません。)

第一種奨学金(利子つかない)については、奨学金申し込み時の世帯収入が300万円以下の場合、特例として、期間に制限なく返還を延期することができます。



下記の（ア）から（ウ）の全てに当てはまる方は、返還期限猶予及び減額返還を願い出る際に、証明書の添付が不要です。ただし、マイナンバーの提出は必要です。

（ア）令和3年12月から令和4年11月までに卒業・退学される方

（イ）卒業・退学・在学猶予期間終了後に返還期限猶予及び減額返還を願い出る方

（ウ）令和5年6月以前に願い出る方

○減額返還制度

- ・新卒等（減額返還制度の申請事由）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoumei/shinsotsu/index.html



- ・減額返還に係る願出用紙

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html



○返還期限猶予制度

- ・新卒等（一般猶予の申請事由）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/teishutusyosyo/shinsotsu.html



- ・返還期限猶予に係る願出用紙

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html



①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。

減額返還・記入例

奨学金減額返還願

日本学
私は、日本
に関する法律」

複数の奨学生番号があり、全ての奨学生番号の減額返還を希望する場合、全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓。
複数の奨学生番号があり、一部の奨学生番号だけ減額返還を希望する場合、減額返還を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓。

減額返還願を作成した年月日を記入。

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に
必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 20XX年 XX月 XX日

全ての奨学生番号について希望する
※必ず奨学生番号を記入してください

右欄に記入の奨学生番号について希望する

奨学生番号	617, 04, 999998	817, 04, 999999
-------	-----------------	-----------------

フリガナ キコウ ジロウ
本人氏名 機構 次郎

生年月日 (西暦) 1998年 10月 1日生

〒 162-8412
本人住所 東京都新宿区市谷本村町10-7

電話番号 (自宅) 03-6743-XXXX (携帯) - -

勤務先 勤務先名 XXYYスーパー (携帯) - -

勤務先電話番号 - -

外国居住の場合の日本国内連絡先 住所 - -

連絡先氏名 - -

連絡先電話番号 - -

【申請内容・期間について】

※「できるだけ早い時期」から希望する場合は、本機構で適用可能な月から減額返還を開始するものとして取り扱います。
※審査の結果、承認され次第、減額返還が開始されます。減額返還の承認通知を受け取るまでは、通常の割賦金で返還してください。
※延滞している月から減額返還開始を希望しても承認されません。延滞解消後に願出してください。
※奨学生番号が2つ以上ある場合の「減額返還の終了時期」は、最も早く終了する奨学生番号に合わせて設定します。
※2つ以上の奨学生番号で、それぞれ2分の1、3分の1を希望したい場合は、減額返還願を2枚提出してください。

奨学金減額返還を希望

希望減額期間及び減額返還方法

できるだけ早い時期 (西暦) 年 月

①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。
 2か月 4か月 6か月 8か月 10か月 12か月

②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。
 3か月 6か月 9か月 12か月

(注) 減額返還を希望する月数の口に✓をつけてください。✓がないと12か月と見做されます。

2分の1の金額で返還したい場合は①の口に✓し、
3分の1の金額で返還したい場合は②の口に✓してください。
必ずどちらか一方の口に✓してください。
チェックがない場合や両方にチェックした場合は不備となりますのでご注意ください。

①(1/2の金額)を選択した場合は、2、4、6、8、10、12か月のいずれかの口に✓してください。
②(1/3の金額)を選択した場合は、3、6、9、12か月のいずれかの口に✓してください。

マイナンバーを提出済みの方(または今回不備のないマイナンバー提出書類を提出いただいた方)は、一部の証明書の添付を省略できます。

事由 経済困難 失業中 傷病 災害 その他 (新卒等)

保険証申告欄 証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。
私の健康保険証は 国民健康保険ではない

上記の「事由」が「新卒等」の場合は記入不要です

〔特記事項〕 減額返還のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。
3月に大学を卒業しましたが、現在も就職活動中であり、卒業以後アルバイトで生計を立てています。
収入は少なく奨学金の返還が厳しい状況です。奨学金の減額返還を希望します。

※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。 15-02-01_20210901

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。

猶予願・記入例

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学
別するのため
及び必要な

複数の奨学生番号があり、全ての奨学生番号の猶予を希望する場合、全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓をつけてください。
複数の奨学生番号があり、一部の奨学生番号だけ猶予を希望する場合、猶予を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓をつけてください。

「行」の欄に「行」の欄に記入した年月日を記入。を識
がマイナンバー(個人番号)を利用すること

記入日 (西暦) 20XX年X月XX日

全ての奨学生番号について希望する
※必ず奨学生番号を記入してください

右欄に記入の奨学生番号について希望する

奨学生番号
617,04,999998 817,04,999999

フリガナ キコウ ヨシコ
本人氏名 機構 良子

生年月日 (西暦) 1998年10月1日生

〒162-0000
本人住所 東京都新宿区市谷本村町10-

ここに記載の住所を機構の登録住所とします。
現住所とは別に郵便物が確実に届く住所を機構の登録住所とする場合は、余白に登録住所と明記し、住所を記入してください。

電話番号 (自宅) 03-6743-XXXX

(携帯) 090-2233-XXXX

勤務先 勤務先名 XXYYSーパー

勤務先電話番号 03-XXXX-XXXX

外国居住の場合の日本国内連絡先
〒162-0000
住所 東京都新宿区市谷本村町10-7

連絡先氏名 機構 一郎 (父)
連絡先電話番号 090-1122-XXXX

【申請内容・期間について】「でき」
外国居住の場合は、国内連絡先を記入してください。国内連絡先に通知を送付し国内連絡先への連絡が不可の場合は、その旨を事情欄か別紙に記入してください。始月とします。
希望の猶予開始月以前に延滞された場合は、審査時の次回返還期を猶予開始月とします。

奨学金返還期限 猶予 を希望する
「できるだけ早い時期」から希望する場合は、本機構で適用可能な月から猶予を開始するものとして取り扱います。

希望猶予期間
いづれかの口に✓をつけてください
 できるだけ早い時期
 12か月
(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月まで (※12か月以内の期間を記入してください)
※希望猶予期間より前に延滞となった場合は、延滞となった月から猶予を開始します。(最長12か月)

申告
第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)
私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる いない

【願出の事由】・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
・通常の返還が困難な事情等がある場合は、【特記事項】欄に記入してください。

事由
 経済困難 失業中 傷病 災害 生活保護受給中 その他(新卒等)
※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。
口に✓をいれて、()内に「新卒等」と記入してください

保険証申告欄
証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。
私の健康保険証は 国民健康保険ではない
上記の「事由」が「新卒等」の場合は記入不要です

【特記事項】返還期限猶予のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。
3月に大学を卒業しましたが、現在も就職活動中であり、卒業以後アルバイトで生計を立てています。
収入は少なく奨学金の返還が厳しい状況です。奨学金の返還猶予を希望します。
※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

いづれかの口に✓をつけてください

※適用希望月の前々月末までに願い出てください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。